

芦屋町教育委員会会議録

令和7年第8回定例会

日 時 令和7年8月1日（金） 午前9時00分 ～ 午後0時15分
※午前9時45分～午前11時10分 中断

場 所 芦屋町役場議会棟 第3委員会室

「出席委員」	委	員	長	戸	隆	弘
	委	員	井	上	弘	行
	委	員	佐	伯	慎	也
	教 育 長	三	桝	賢	二	

「委員以外の出席者」	学校教育課長	木	本	拓	也	
	生涯学習課長	本	石	美	香	
	指導主事	渡	邊	佐	智	子
	指導主事	坂	口	博	章	

「書 記」	学校教育係	岩	政	貴	子
-------	-------	---	---	---	---

「議事日程」

第1 会期の日程

第2 会議録署名委員の指名

第3 教育長提出議案

議案第11号 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第12号 芦屋町国際理解教育推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

議案第13号 令和7年度一般会計補正予算（第2号）※教育委員会所管分

議案第14号 令和7年度給食センター特別会計補正予算（第1号）

第4 協議事項

第5 報告・連絡

○いじめ問題調査委員会報告書について

○全国学力・学習状況調査の結果について

○いじめ、不登校の状況について

○令和7年度放課後塾の実施について

○8月、9月の行事予定について

第6 その他

「開会宣告」

○教育長 ただいまから令和7年芦屋町教育委員会第8回定例会を開会します。

○学校教育課長 森山委員は体調不良のため、本日は欠席する旨の連絡を受けていますので、報告いたします。

— 開会宣告 午前9時00分 —

「会議録署名委員」

○教育長 本日の署名委員は、長戸委員と井上委員をお願いします。

第3 教育長提出議案

●議案第11号 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 議案第11号 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○生涯学習課長 （議案第11号 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明※資料のとおり）

〔概要〕現在施工中のテニスコートの改修工事が9月末に完了し、10月から利用可能となる予定です。この改修工事に伴い、利用状況に基づいた利用時間の見直しを行います。具体的には、庭球場のナイター利用期間中（4月～10月）の閉園時間を午後9時から午後8時へ1時間短縮し、中央グラウンドは現在の実態に合わせて閉園時間を午後7時から午後8時に延長します。また、機能回復訓練室における条文の表現を一部修正します。

○教育委員 庭球場の閉園時間が1時間短くなった理由は何ですか。

○生涯学習課長 ナイター利用期間中の夜間利用状況を調査した結果、午後8時以降の利用が極めて少ないことが判明しました。この調査結果を基に、閉園時間を1時間短縮することにしました。

○教育長 実態に即して閉園時間を改正するということです。ほかに質問はありませんか。ないようでしたら、提案のとおり承認していただくことでよろしいでしょうか。

— 満場一致で承認 —

●議案第12号 芦屋町国際理解教育推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

○教育長 議案第12号 芦屋町国際理解教育推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

○学校教育課長 （議案第12号 芦屋町国際理解教育推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について説明※資料のとおり）

〔概要〕この要綱は、国際理解教育推進事業で派遣される教職員に対し

て補助金を交付するもので、日当相当額の半額を補助する内容です。補助金の支給基準となる国の法令が改正されたため、引用条文を改正するものです。

○佐伯委員 この要綱が改正されると、補助金の額には変わりがありますか。

○学校教育課長 昨年度までは日当の日額は3,800円でしたが、国の制度改正により宿泊手当として日額5,400円と変更となりましたので、その半額を補助することになります。

国家公務員の宿泊手当は、宿泊を伴う出張の際に必要な諸経費を補うための日当です。町職員が出張する場合、町の旅費規程に基づき日当が支払われます。ただし、町職員が公用車を利用した場合や近隣へのお出張の場合には、支給額が半額になるまたは支給されない場合があります。海外ホームステイ事業で引率する教職員の場合、交通手段が町の予算で用意されているマイクロバスなどで全区間移動するため、公用車での移動と同等とみなし、日当相当額の半額を補助するという考え方です。

○教育長 ほかに質問や意見はありませんか。ないようでしたら、提案のとおり制定することとしてよろしいでしょうか。

— 満場一致で承認 —

●議案第13号 令和7年度一般会計補正予算（第2号）※教育委員会所管分

●議案第14号 令和7年度給食センター特別会計補正予算（第1号）

※本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき公開しないものとする。（今後の議会に上程予定の事項のため）

— 満場一致で同意 —

第4 協議事項

○教育長 本日の協議事項はありません。

第5 報告・連絡

●いじめ問題調査委員会報告書について

※本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき公開しないものとする。（生徒指導に関する事項のため）

— 満場一致で同意 —

●全国学力・学習状況調査の結果について

※本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき公開しないものとする。（学力に関する事項のため）

●令和7年度放課後塾の実施について

○教育長 令和7年度放課後塾の実施について

○学校教育課長 (令和7年度放課後塾の実施について説明※資料のとおり)

〔概要〕本年度の放課後塾は9月から開始します。対象は小学校5年生と中学校2年生です。小学生版は9月から11月までの間に計10回、中央公民館で開催されます。教科は算数で、1回の指導時間は60分です。中学生版は9月から翌年3月までの間に計20回、中学校の教室を使用して実施します。教科は数学で、1回の指導時間は60分です。指導は昨年度と同じく受託した学習塾の講師が担当します。現在、塾生を募集中で、小学生は20人程度で1クラス、中学生は60人程度で習熟度に応じて3クラス編成します。参加者の募集期間は8月6日(水)までです。

○佐伯委員 今年の放課後塾の回数は昨年度と同じですか。

○学校教育課長 はい、回数は昨年度と同じで、実施内容も基本的に変わりません。

○教育委員 8月6日(水)が応募締め切りとのことですが、現時点で何人か応募されていますか。

○学校教育課長 現在募集中のため具体的な人数は把握していません。なお、8月6日(水)の登校日に再度声かけを行う予定です。

○教育委員 昨年度の募集人数は、小学生20人、中学生60人だったと思いますが、実際に参加した人数はどれくらいですか。

○学校教育課長 昨年度は、小学生22人、中学生56人が参加しました。

○教育委員 途中で辞めた方はいらっしゃいますか。

○学校教育課長 小学生1人が途中で辞められましたが、中学生は全員継続しました。

○教育委員 中学生は習熟度に応じたクラス編成が行われたようですが、具体的には何人ずつの構成でしたか。

○学校教育課長 毎回、前回の復習内容を基にしたテストを実施し、その結果に応じてクラス編成を行いました。1クラス目は上位20人まで、2クラス目は40人まで、3クラス目はそれ以下に分けています。同点者がいる場合、1クラス目が30人になることもありました。

○教育委員 小学生のクラスは1クラスのみですか。

○学校教育課長 はい、小学生は1クラスで、習熟度によるクラス編成はありません。ただし、昨年度は復習テストの成績上位者の名前が掲示されており、児童たちが楽しんでいる様子が見られました。不満や落ち込む様子もなく、和やかな雰囲気でした。中学生は学校の教室を3室使用しています。

○教育委員 中学生版では、講師が3人来られているのですか。

○学校教育課長 はい、中学生版では講師が3人担当しています。

○教育委員 小学生の上位者の名前も掲示されているのでしょうか。

○学校教育課長 はい。成績上位5人程度の名前を掲示していました。

○教育長 この点について私も心配していました。小学校では成績に基づいて座席

配置を変更することなどは行っていないため、このような措置が保護者に不安を与えるのではないかと懸念しました。しかし、昨年度の放課後塾ではそのような問題は一切発生しませんでした。児童や生徒が誓約書を書いており、学習塾の教室内では受託業者による運営が行われていることを保護者に説明しています。その結果、トラブルもなく、講師による適切な対応が行われました。

● 8 月、9 月の行事予定について

○教育長 8 月、9 月の行事予定について

○学校教育課長 (8 月、9 月の行事予定について説明 ※資料のとおり)

○生涯学習課長 (8 月、9 月の行事予定について説明 ※資料のとおり)

○教育委員 はねそが中止された理由について教えていただけますか。

○生涯学習課長 老人クラブ連合会の会長から伺ったところ、毎年午後 7 時から開催されるため、当日の昼から櫓を組んで準備を行っています。しかし、連合会の高齢化が進み、この準備作業が困難になり、やむを得ず今年は中止となりました。会長も今後継続することは厳しいとおっしゃっていました。

○教育委員 炎天下での会場設営が難しいということですね。理由は理解できますが、運営を他の団体や町が支援する形で、来年度に実施できる方法を検討していただけないでしょうか。はねそは貴重な文化遺産だと思います。

○生涯学習課長 老人クラブ連合会による戦没者慰霊盆踊りが中心で、その中で「はねそ踊り」が行われています。先ほどの説明の通り、老人クラブ連合会だけでなく、役場の福祉課も毎年課長を中心に櫓の組み立てを支援しています。はねそは以前は生涯学習課が所管していましたが、現在は芦屋釜・歴史文化課がはねそ保存会を支援しており、発表の場の提供をしています。今年中止となったことで、発表の機会が一つ減ることになります。福祉課長や芦屋釜・歴史文化課長と話をしていますが、戦没者慰霊という性格上、行政が主体となる形は難しいと思います。ただ、委員のご指摘を福祉課や芦屋釜・歴史文化課に伝えます。

○教育委員 ぜひお願いします。

第 6 その他

なし

「閉会宣告」

9 月の定例会は 9 月 4 日 (木) 午前 10 時から開催します。

10 月の定例会は 10 月 2 日 (木) 午前 10 時から開催します。

— 閉会宣告 午後 0 時 15 分 —

会議録署名人

教 育 委 員

教 育 委 員

学校教育課長